

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和5年7月18日

近畿経済産業局長 三浦 章豪 殿

おおい町長 中 塚 寛

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の同意を得たいので協議します。

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

おおい町は福井県の南西部に位置し、西は大飯郡高浜町、京都府綾部市、南は京都府南丹市、東は小浜市、滋賀県高島市に隣接する。町域の90%を占める山林と、美しいリアス式の眺望が得られる若狭湾に面した山と海の豊かな自然に囲まれた町である。平成18年3月31日に旧大飯町と旧名田庄村の合併により誕生した。

おおい町の人口は、平成2年国勢調査の7,913人以降一貫して減少傾向にあり、令和5年度には7,800人(令和5年6月30日現在)で、少子高齢化と総人口の減少が進んでいる。また、労働力人口も、4,252人と減少傾向にある(令和2年国勢調査)等から、地域社会の維持はもとより地域経済の衰退も懸念される。

令和2年に改定した「おおい町人口ビジョン」及び平成27年に策定した「おおい町未来創生戦略」では、2060年における目標人口を現状に基づく推計から約1,800人増加させ、約5,800人の維持を目指している。

産業構造は、第3次産業の割合が最も高く64.9%、第2次産業は24.7%、第1次産業は8.6%となっている(令和2年国勢調査)。事業所数を産業大分類別にみると、建設業が最も多く、続いて宿泊業・飲食サービス業、卸売・小売業となっている。従業者数においては、建設業が最も多く、次いでサービス業、さらに電気・ガス・熱供給・水道業となっている(令和3年経済センサス)。

中小企業者の実態について、町内事業者に対し実施した経済動向調査(平成29年12月6日～平成30年1月12日実施)の結果をしてみると、売上高や採算に関する景気動向指数(DI値)は、全国値より相対的に低い状況となっており、その一因として、原子力発電所の運転停止による影響が依然として少なくない状況にあることがうかがえる。また、同調査における事業者が抱える経営課題の項目においては、「業務の効率化」や「人材確保」を課題とする回答が最も多く、割合に関しても全国値を大きく上回る結果となっている。

一方で、今後1年以内に予定している設備投資についての質問に対しては、「予定がある」または「検討中」との回答割合が全体の約34%あるなど、今後の経営に前向きな姿勢の事業者も多い状況が見受けられる。

#### (2) 目標

本計画により、町内の中小企業者の先端設備等の導入を促進及び、労働生産性の向上や経営の強化等を推進し、地域経済の活性化を目指すために、計画期間中に年1件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

中小企業者による幅広い取組みを促すため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てを対象とする。ただし、太陽光発電設備に関しては、景観や環境に配慮し、町内の自己の所有に属する建物に設置するものに限るものとし、それ以外の設備（土地に自立して設置するものなど）は対象としない。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

対象地域は、広く中小企業者の生産性向上を実現するため、町内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

対象業種・事業は、広く中小企業者の生産性を実現するため、町内の全てを対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年8月23日から令和7年3月31日とする。

計画期間は原則として2年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組みや反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 町税に滞納がある場合は、先端設備等導入計画認定の対象としない。